部長及び参事官
殿
所　属　長

地域発第67号
（通指、備二、交企）
令和８年３月19日
５年保存（係）
本　部　長

新型インフルエンザ等検査のための検体の緊急搬送に対する協力について（通達乙）

見出しのことについては、「新型インフルエンザ等検査のための検体の緊急搬送に対する協力について（通達乙）」（令和３年４月１日地域発第 70 号。以下「旧通達」という。）により運用しているところ、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第２条第１号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）が発生し、新型インフルエンザ等の疑いのある患者から採取された検体を緊急搬送する必要が生じた場合で、検疫所又は県若しくは保健所設置市の衛生主管部等（以下「検疫所等」という。）から緊急搬送の要請があれば、警察法第２条第１項に規定する個人の生命、身体の保護及び公共の安全と秩序の維持の一環として警ら用無線自動車等の緊急自動車である警察用自動車により担当職員と検体を乗車させて緊急搬送を行うこととなるので、関係所属長にあっては指定された場所への緊急搬送の要請に的確に応じられるよう体制の確立に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　緊急搬送の基準

緊急搬送は、国内で新型インフルエンザ等の発生が極めて少ない時期に国立健康危機管理研究機構での確定検査を要する場合に、地方衛生研究所又は検疫所（以下「地方衛生研究所等」という。）から国立健康危機管理研究機構まで検体搬送を緊急走行により行うことで時間短縮が認められる等、必要がある状況下での搬送に限るものとする。

２　緊急搬送体制の早期確立

国内において新型インフルエンザ等の疑いのある患者が発見された場合、検査のために患者から採取した検体は、地方衛生研究所等においてスクリーニング検査を行い、同検査により陽性と判定されたときは、確定検査を行うため、緊急に東京都武蔵村山市所在の国立健康危機管理研究機構に搬送しなければならない。

各位にあっては、緊急搬送の要請に的確に応じられるよう、検体の緊急搬送の趣旨等について平素から関係職員に周知徹底し、緊急搬送体制を早期に確立できるよう努めること。

3　緊急搬送の要請受理及び手配

(1)　検体の搬送要請は、検疫所等から110番通報により為されることから、要請を受理した通信指令課においては、搬送元や搬送先等を確認し、警ら用無線自動車による搬送を手配することとともに、新型インフルエンザ等に関する情報を収集する警備第二課にも連絡すること。

(2)　警ら用無線自動車が事件・事故等の処理のため、要請に対応することができない場合は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する他の緊急自動車である警察用自動車の活用を図るなどの措置を講ずること。

(3)　警ら用無線自動車（緊急自動車である警察用自動車を含む。）により搬送する場合で、その経路が複数の都道府県に及ぶ場合は、原則として隣接県に県境で引き継ぐこととし、要請を受理した通信指令課から関係する都道府県警察の通信指令課(室)に連絡手配し、確実に引き継がれるよう調整を図ること。

(4)　搬送に航空機や列車を使用する場合は、出発地の空港や駅までの搬送とするが、到着した空港や駅からは、これを管轄する都道府県警察が搬送することとなるので、要請を受理した場合は、警ら用無線自動車（緊急自動車である警察用自動車を含む。）に同乗する検疫所等の担当職員(以下「担当職員」という。)の氏名及び携帯番号、使用する飛行機及び列車の便名や列車名等を聴取のうえ、到着地を管轄する都道府県警察に確実に連絡手配すること。

4　緊急搬送の要領

地方衛生研究所等から担当職員と検体を警ら用無線自動車に同乗させ、緊急走行により搬送を行うこと。

また、引継ぎのため、県境で担当職員等が乗換えとなる場合は、引継ぎに適した安全な場所を確保して実施すること。

5　報告

前記緊急搬送を実施した場合は、その都度、

要請受理日時、要請受理内容、搬送状況、特異事項

等について県本部地域課に速やかに報告すること。

なお、通信指令課は要請を受けた時点で、県本部地域課に速やかに情報共有すること。

（担当：地域指導　3572・3573）